

○御前崎市老人福祉センター及び児童館管理規則

平成16年4月1日規則第46号

改正

令和4年12月23日規則第39号

御前崎市老人福祉センター及び児童館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御前崎市老人福祉センター設置及び管理条例（平成16年御前崎市条例第111号。以下「老人福祉センター条例」という。）及び御前崎市児童館設置及び管理条例（平成16年御前崎市条例第110号。以下「児童館条例」という。）の規定に基づき、老人福祉センター及び児童館（以下「福祉会館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(館長)

第2条 福祉会館に館長及び必要な職員を置く。

2 館長は、社会福祉協議会事務局長が兼ねることができる。

(開館時間)

第3条 福祉会館の開館時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 福祉会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、変更又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日及び月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用許可の申請)

第5条 老人福祉センター条例第5条第2項の規定により、老人福祉センターの利用許可を受けようとする者は、御前崎市老人福祉センター利用許可申請書兼許可書（別記様式。以下「申請書兼許可書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、利用日の属する月の3か月前から行うものとし、受付時間は福祉会館職員（以下「職員」という。）の勤務時間とする。ただし、社会福祉団体等が利用しようとする場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第6条 市長は、前条による申請を許可したときは、申請書兼許可書を利用者に交付するものとする。

2 利用の許可は、原則として申請を受け付けた順序による。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、申請書兼

許可書を提示しなければならない。

4 利用者は、申請書兼許可書の記載事項を変更しようとするときは、利用日前日までに市長の許可を受けなければならない。

(使用料の免除)

第7条 老人福祉センター条例第10条の規定により、使用料を免除することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 利用者が国又は公共団体であるとき。
- (2) 利用者が社会福祉団体関係者であるとき。
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変等の利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 市又は指定管理者の都合により利用許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用日前日（その日が第4条に規定する休館日に当たるときは、その直前の開館日）までに利用を取り消したとき。
- (4) 市長が特別の事由があると認めたとき。

(譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者又は入場者等は、老人福祉センター条例及び児童館条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けていない施設、設備又は備品を利用しないこと。
- (2) 施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 館内で許可なく物品を販売又は展示をしないこと。
- (5) 利用した後は室内を整理整頓し、清潔の保持に努めること。
- (6) 所定の場所以外で火気及び喫煙しないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

(職員の入室)

第11条 利用者は、職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(運営委員会)

第12条 福社会館の管理及び運営を円滑に行うため、市長は、運営委員会を置くことができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜岡町老人福祉センター、児童館管理規則（昭和58年浜岡町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の御前崎市老人福祉センター及び児童館管理規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用について適用し、この規則の施行の日前の利用については、なお従前の例による。

